

令和 8 年 10 月 7 日

各 位

愛知県印刷工業組合

担当副理事長 箕浦 靖夫

人財育成・経営委員長 堺 貴弘

(事務局 TEL 052-962-5771)

令和 8 年度後期

【鉛・有機溶剤・特定化学物質取扱者健康診断（特殊健診）】ご案内

労働安全衛生法において、鉛・有機溶剤・特定化学物質の取扱者に対して【事業者は原則として、雇入れ時、当該業務への配置替えの際、及び、その後通常は 6 ヶ月以内ごとに一回、定期的に、それぞれ特別の健康診断（特殊健診）を実施しなければならない。】と義務付けられています。

愛知県印刷工業組合では、組合員企業所属の該当者様に「特殊健診」を継続して受診していただくため、半年に一度ご案内をしています。

別紙に記載の化学物質を使用されている事業所におかれましては、該当する従業員様の受診を必ず実施されますようご手配ください。

なお、検査項目、検査内容等につきましては、健診機関へお問い合わせください。

【組合がご案内する健診機関】

- (一社)オリエンタル労働衛生協会 (担当：徳永様)
名古屋市千種区今池 1-8-4 TEL 052-732-2200 FAX 052-733-7100

- ※ 貴社特定の健診機関がない場合は、上記機関をご利用ください。
- ※ 検査料は別紙をご参照ください。
- ※ 上記機関をご利用されます場合は、別紙「特殊健診受診申込書」に必要事項をご記入のうえ、直接 FAX でお申し込みください。
- ※ 実施日時、場所につきましては、健診機関と貴社とで調整してご決定ください。
- ※ 有機溶剤取扱者健康診断「基本健診」の受診にあたっては、別紙 1②【表 2】の下に、ご使用の有機溶剤（【表 3】に記載の番号）を必ずご記入ください。

(注) 平成 26 年 11 月の特定化学物質障害予防規則（特化則）改正により「有機溶剤取扱者健康診断」の対象物質であった指定有機溶剤のうち、下記の 10 物質が「特定化学物質健康診断（特化物健診）」の対象物質に変更されていますのでご注意ください。 (別紙 1②【表 4】参照)

特化則検査項目に変更された物質名	
1,2-ジクロロエタン(別名：二塩化エチレン)	クロロホルム
ジクロロメタン(別名：二塩化メチレン)	四塩化炭素
1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名：四塩化アセチレン)	1,4-ジオキサン
テトラクロロエチレン(パークレン)(別名：パークロルエチレン)	スチレン(スチロール)
トリクロロエチレン(トリクレン)	メチルイソブチルケトン

【健診機関・申込先】 (一社)オリエンタル労働衛生協会 御中

担当：徳永様 → FAX 052-733-7100

事業所名	() 支部)		
代表者名			
所在地	(〒)		
TEL・FAX	TEL :	FAX :	
担当者職・氏名			

○ 鉛取扱者健診：_____人 検査料：4,500 円（消費税別） / 他、医師が必要と認める検査：実費

○ 有機溶剤取扱者健診（検査料は以下表のとおり）

① 有機溶剤基本健診：_____人 （指定健診と基本健診のみの合計人数）

② 有機溶剤指定健診：_____人

※ 該当する有機溶剤等「化学物質」の有無をよく確認してください。

※ 対象有機溶剤は下記物質を合わせて5%を超えて含有しているものです。

※ 胆管がん検査項目 → 【表1】1,1,1-トリクロロエタン 【表4】ジクロロメタン

【表1】 指定有機溶剤取扱者健康診断（指定健診）の対象物質と検査料

(消費税別)

指定有機溶剤名	検査料	受診人数	受診者姓名(全員を記入)
キシレン(キシロール)	3,000 円	人	
トルエン(トルオール)	3,000 円	人	
1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)	3,000 円	人	
ノルマルヘキサン(n-ヘキサン)	3,000 円	人	
N,N-ジメチルホルムアミド(DMF)	4,000 円	人	
クロルベンゼン	1,500 円	人	
オルト-ジクロルベンゼン	1,500 円	人	
1,2-ジクロルエチレン(別名：二塩化アセチレン)	1,500 円	人	
クレゾール	1,500 円	人	
エチレングリコールモノエチルエーテル (別名：セロソルブ)	1,000 円	人	
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名：セロソルブアセテート)	1,000 円	人	
エチレングリコールモノメチルエーテル (別名：メチルセロソルブ)	1,000 円	人	
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名：ブチルセロソルブ)	1,000 円	人	
二硫化炭素	1,000 円	人	

* 【表1】には有機溶剤基本健診及び鉛取扱者健診の検査料は含んでいません。

* 以上に該当しない有機溶剤をご使用の場合は、その有機溶剤名をご記入ください。

【表2】	有機溶剤基本健診のみの受診	検査料 2,000 円 (消費税別)	人
------	---------------	--------------------	---

* 有機溶剤基本健診受診にあたり、ご使用の有機溶剤を【表3】の番号でご記入ください。

* ご使用の有機溶剤名については、各メーカーへお尋ねいただくか、SDS（安全データシート）及び前回の個人票をご確認ください。

【表3】 有機溶剤取扱者健康診断「基本健診のみ」の対象物質

種別	有機溶剤名
第2種	1. アセトン 2. イソブチルアルコール(IBA) 3. エチルエーテル
	4. イソプロピルアルコール(IPA) 5. イソペンチルアルコール(別名：イソアミルアルコール)
	6. 酢酸イソブチル 7. 酢酸イソプロピル 8. 酢酸エチル(酢エチ)
	9. 酢酸イソペンチル(別名：酢酸イソアミル) 10. シクロヘキサノール
	11. シクロヘキサノン(アノン) 12. テトラヒドロフラン(THF)
	13. 1-ブタノール(n-ブタノール) 14. 2-ブタノール(イソブタ) 15. 酢酸ノルマルブプロピル
	16. メタノール(メチルアルコール) 17. メチルエチルケトン(MEK) 18. 酢酸ノルマルブチル(酢ブチ)
	19. メチルシクロヘキサノール 20. メチルシクロヘキサノン 21. 酢酸メチル(酢メチ)
	22. メチルノルマルブチルケトン(MBK) 23. 酢酸ノルマルペンチル(別名：酢酸ノルマルアミル)
第3種	※ 以下については、タンク内（例：地下室、窓を開けていない屋内作業場等）における業務に適用されます。
	25. ガソリン 26. コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。)
	27. 石油エーテル 28. 石油ナフサ 29. 石油ベンジン(灯油、石油、白ガソリンを含む。)
	30. テレピン油 31. ミネラルスピリット(ミネラルシンナー等を含む。)

○ 特定化学物質健診（検査料は以下表のとおり）

【表4】 特定化学物質健康診断（特化物健診）の対象物質と検査料 (消費税別)

特別有機溶剤名	検査料	受診人数	受診者姓名(全員を記入)
スチレン(スチロール)	10,000 円	人	
ジクロロメタン(別名：二塩化メチレン)	3,000 円	人	
メチルイソブチルケトン	2,000 円	人	
トリクロロエチレン(トリクレン)	6,000 円	人	
1,4-ジオキサン	3,000 円	人	
クロロホルム	3,000 円	人	
四塩化炭素	3,000 円	人	
1,2-ジクロロエタン(別名：二塩化エチレン)	3,000 円	人	
テトラクロロエチレン(パークレン) (別名：パークロルエチレン)	6,000 円	人	
1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名：四塩化アセチレン)	3,000 円	人	

* 上記に該当しない特定化学物質をご使用の場合は、その特定化学物質名をご記入ください。

○ その他 健診実施にあたって都合が悪い日：

以上